

京都市告示第184号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成28年6月13日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

原谷地域連絡協議会

2 規約に定める目的

会は、地域の各町に共有する課題の解決と施策の進展に寄与すると共に相互間の連絡と調整を図り、地域の発展を目指すことを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 地区内の福祉向上、親睦に関する事業（文化、体育等）
- (2) 地区内の防犯・防災・交通安全に関する事業
- (3) 地区内の環境整備（一斉清掃、保健衛生等に関する事業）
- (4) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事業
- (5) 道路の整備促進（公共道路編入等に関する事業）
- (6) 公共施設の整備（集会施設等に関する事業）
- (7) その他、本会の目的に必要な事業及び連絡に関すること

3 区 域

京都市北区大北山原谷乾町全域

4 主たる事務所

京都市北区大北山原谷乾町29番地

5 代表者の氏名及び住所

森下徹

京都市北区大北山原谷乾町29番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成28年6月8日

(文化市民局地域自治推進室)